

平成25年度

# 行政監査の結果に関する報告書

(附属機関等の設置及び運営状況について)

平成26年3月

島根県監査委員

監 第 1 4 2 号

平成26年3月11日

島 根 県 議 会 議 長  
島 根 県 知 事 様  
島根県教育委員会委員長

島根県監査委員 藤 間 恵 一

島根県監査委員 平 谷 昭

島根県監査委員 法 正 良 一

島根県監査委員 後 藤 勇

平成25年度行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき附属機関等の設置及び運営状況に係る行政監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出します。

なお、監査意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況の通知については、平成26年9月末日までに行ってください。

## 目 次

第1	行政監査の趣旨	1
第2	監査の概要	1
1	監査対象事務	1
2	選定理由	1
3	監査の着眼点	1
4	監査実施機関	1
5	監査実施期間	2
6	監査の実施方法	2
第3	監査結果	6
1	附属機関等の設置・運営の適正化を図る取組	6
(1)	総務部人事課	6
(2)	環境生活部環境生活総務課	7
2	審議会・協議会等の設置・管理運営状況	8
(1)	設置の状況	8
①	設置根拠	8
②	設置目的	8
③	年度別設置状況	9
(2)	委員の状況	9
①	現員	9
②	地域バランス	9
③	団体からの選任	10
④	利害関係者の選任	10
⑤	県職員の選任	10
⑥	委員の年齢	11
⑦	委員の在任年数	11
⑧	委員の兼任	12
⑨	女性登用	12
⑩	委員の公募	12
(3)	運営状況	13
①	会議開催回数	13
②	会議開催時間	14

③委員の出席率	14
④会議録整備	14
⑤予算執行状況	15
⑥報酬・報償費の支給	15
⑦職員の業務量	16
⑧地方機関が設置する審議会・協議会等への本庁の関与	16
(4) 公開状況	16
①会議の公開	16
②会議結果の公開(事後公表)	17
(5) 運営評価と課題、合理化への取組	18
①運営の評価	18
②目的を達成するための課題	18
③合理化への取組	18
3 他の都道府県における審議会・協議会等の設置状況調査の結果	19
第4 監査意見	21

資料

1 監査対象審議会・協議会等個別調書	24
2 事前調査結果	60

## 第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行について、合法性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施する。

## 第2 監査の概要

### 1 監査対象事務

附属機関等の設置及び運営状況について

### 2 選定理由

今日の行政ニーズが多様化、高度化する中で、審議会・協議会等は、県行政に対する県民の意見の反映、専門的な知識の取り入れ、県行政の公正の確保等のために重要な機能を果たすことが求められている。

県では、「島根県附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例」（以下「設置選任条例」という）及び「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」（以下、「人事課要綱」という）を制定し、附属機関等の設置及び構成員の選任等に関し基本となる事項を定め、適正な行政運営の確保と県民の県政への一層の参加促進を図っている。

については、審議会・協議会等が法令等に基づき、適切に設置及び管理され、効率的かつ効果的に運営されているかどうかについて監査を実施する。

### 3 監査の着眼点（別表1）

次の着眼点から監査を実施した。

ア 設置の必要性はどうか。

イ 委員の状況はどうか。

ウ 適切に運営されているか。

エ 情報公開は十分に行われているか。

オ 運営の評価と課題及び合理化（統廃合）への取組状況はどうか。

### 4 監査実施機関（別表2）

(1) 附属機関等に係る事務を担当する総務部人事課、附属機関等の委員への女性登用に取り組む環境生活部環境生活総務課を監査実施機関とした。

(2) 本監査では、平成24年度において県の各執行機関が設置する審議会・協議会等の設置・運営状況を把握するため、附属機関等に限らず、外部の方を構成員と

する常設の会議(以下「その他常設会議」という)を含めて県の全ての機関に対して事前調査を実施した。その結果421の審議会・協議会等(うち159の附属機関等、262のその他常設の会議)の設置が報告され、この中から70(うち31の附属機関等、39のその他常設会議)を抽出し、それらを設置した17機関(本庁10課、地方機関7機関)を監査実施機関とした。

なお、本庁10課のうち健康推進課、薬事衛生課及び高校教育課については、地方機関7機関に設置されている6種の審議会・協議会等に係る本庁所管課としての関与の状況についても聴取した。

## 5 監査実施期間

平成25年12月17日(火)～平成26年1月30日(木)

## 6 監査の実施方法

監査は、全監査実施機関について実地監査を行った。

別表 1

## 平成 2 5 年度行政監査の着眼点

着 眼 点	内 容
ア 設置の必要性はどうか。	<p>○設置根拠となる法令等、設置の目的、設置年度の状況はどうか。</p> <p>○人事課要綱に基づく協議・報告状況はどうか。</p> <p>○未協議・未報告の審議会・協議会等の設置状況は。</p>
イ 委員の状況はどうか。	<p>○現員数は適切か。</p> <p>○選任区分は適切に設定されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出雲部在住者に偏らないよう留意しているか。</li> <li>・団体の充て職就任は避けているか。長に限定していないか。</li> <li>・利害関係者は半数を超えていないか。</li> <li>・県職員の任命は適切か。</li> </ul> <p>○年代は広く選任されているか。</p> <p>○在任年数は過度に長くなっていないか。</p> <p>○兼任機関数は適切か。</p> <p>○女性の登用推進は適切に行われているか。</p> <p>○委員の公募推進は適切に行われているか。</p>
ウ 適切に運営されているか。	<p>○会議の開催回数・時間は適切か。</p> <p>○委員の出席状況はどうか。</p> <p>○会議録は整備されているか。</p> <p>○運営予算は確保されているか。</p> <p>○運営経費の執行状況はどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報償費の支払い状況、単価は適切か。</li> </ul> <p>○担当職員の業務量はどうか。</p> <p>○地方機関が設置する審議会・協議会等への本庁所管課の関与はどうか。</p>
エ 情報公開は十分に行われているか。	<p>○会議の公開状況は十分か。</p> <p>○会議結果の公開は適切に行われているのか。</p>
オ 運営の評価と課題及び合理化（統廃合）への取組状況はどうか。	<p>○運営の評価はどうか。</p> <p>○前年度の課題を踏まえた改善はしているか。</p> <p>○現状分析と目的を達成するための課題は何か。</p> <p>○合理化に向けた見直しの状況はどうか。</p>

## 別表 2

## 監査実施機関、監査対象審議会・協議会等、監査実施年月日一覧

## 1 人事課及び環境生活総務課

人事課 平成25年12月18日

環境生活総務課 平成25年12月18日

## 2 監査対象審議会・協議会等を設置している本庁各課及び地方機関

監査実施機関	監査対象審議会・協議会等	区分	頁	監査年月日
総務課	島根県情報公開審査会	A(条例)	24	平成25年12月18日
	島根県個人情報保護審査会	A(条例)	25	
	島根県公益認定等審議会	A(法律)	26	
	島根県公立大学法人評価委員会	A(法律)	26	
	私立学校審議会	A(法律)	27	
環境生活 総務課	島根県男女共同参画審議会	A(条例)	27	平成25年12月18日
	島根県男女共同参画センター指定管理評価委員	B(要綱等)	28	
健康推進課	島根県社会福祉審議会児童福祉専門分科会母子保健部会	A(法律)	28	平成25年12月17日
	島根県がん対策推進協議会	A(要綱等)	29	
	島根県国民健康保険審査会	A(法律)	29	
	島根県歯科保健推進協議会	B(要綱等)	30	
	島根県周産期医療協議会	B(要綱等)	31	
障がい福祉課	島根県ひとにやさしいまちづくり審議会	A(条例)	31	平成25年12月17日
	島根県障がい者施策審議会	A(法律)	32	
	島根県障がい者自立支援協議会	A(要綱等)	33	
薬事衛生課	島根県生活衛生適正化審議会	A(法律)	34	平成25年12月17日
	島根県献血推進協議会	A(要綱等)	35	
	島根県動物愛護管理推進会議	A(要綱等)	36	
	島根県自然環境保全審議会温泉部会	A(法律)	37	
農林水産 総務課	島根県森林審議会	A(法律)	38	平成25年12月19日
	島根県農政審議会	A(条例)	38	
	島根県水産振興審議会	A(条例)	39	
農畜産振興課	島根県みつばち転飼調整審議会	A(条例)	39	平成25年12月19日
	島根県「環境農業」推進協議会	A(要綱等)	40	
	みんなでつくる有機の郷事業外部審査会議	B(要綱等)	41	
	新農林水産振興がんばる地域応援総合事業外部評価会議	A(要綱等)	42	
	島根の花振興協議会	B(要綱等)	42	
	米政策改革推進調整会議	B(要綱等)	43	
	温暖化対応水稻新品種導入対策プロジェクト	B(要綱等)	43	
	島根県農業機械利用合理化対策推進委員会	B(要綱等)	44	
都市計画課	島根県都市計画審議会	A(法律)	44	平成25年12月19日
	島根県開発審査会	A(法律)	45	
	島根県景観審議会	A(条例)	45	
	しまね景観賞審査委員会	A(要綱等)	46	
高校教育課	島根県公立学校教員指導力審査委員会	A(要綱等)	46	平成25年12月18日
文化財課	島根県文化財保護審議会	A(条例)	47	平成25年12月18日
	島根県八雲立つ風土記の丘指定管理業務評価委員	B(要綱等)	47	
	島根県古墳の丘古曾志公園指定管理業務評価委員	B(要綱等)	48	
	島根県古代出雲歴史博物館指定管理業務評価委員	B(要綱等)	48	
	石見銀山遺跡調査活用委員会	B(要綱等)	49	



監査実施機関	監査対象審議会・協議会等	区 分	頁	監査実施年月日
出雲工業高校	学校評議員	B(要綱等)	50	平成26年1月29日
飯南高校	学校評議員	B(要綱等)	50	平成26年1月15日
大田高校	学校評議員	B(要綱等)	50	平成26年1月23日
松江保健所	松江圏域自死総合対策連絡会	B(要綱等)	51	平成25年12月18日
	精神障がい者社会適応訓練運営協議会	B(要綱等)	52	
	松江圏域母子保健推進検討会	B(要綱等)	53	
	島根県松江・隠岐保健所感染症診査協議会結核部会	A(法律)	54	
	松江地域保健医療対策会議	B(要綱等)	55	
	松江・安来地域災害医療対策会議	B(要綱等)	56	
	松江圏域緩和ケア検討会	B(要綱等)	57	
	松江圏域健康長寿しまね推進会議	B(要綱等)	58	
出雲保健所	出雲圏域自死予防対策連絡会	B(要綱等)	51	平成26年1月29日
	社会適応訓練事業運営協議会	B(要綱等)	52	
	出雲圏域母子保健推進検討会	B(要綱等)	53	
	島根県雲南・出雲・県央保健所感染症診査協議会結核部会	A(法律)	54	
	出雲地域保健医療対策会議	B(要綱等)	55	
	出雲地域災害保健医療対策会議	B(要綱等)	56	
	出雲圏域緩和ケア検討会	B(要綱等)	57	
	出雲圏域健康長寿しまね推進会議	B(要綱等)	58	
浜田保健所	自死予防対策連絡会	B(要綱等)	51	平成26年1月22日
	浜田圏域母子保健推進協議会	B(要綱等)	53	
	浜田地域災害医療対策会議	B(要綱等)	56	
	浜田圏域健康長寿しまね推進会議	B(要綱等)	58	
	浜田圏域周産期医療体制検討会	B(要綱等)	59	
益田保健所	益田圏域自死防止対策連絡会	B(要綱等)	51	平成26年1月30日
	精神障がい者社会適応訓練運営協議会	B(要綱等)	52	
	島根県浜田・益田保健所感染症診査協議会結核部会	A(法律)	54	
	益田地域保健医療対策会議	B(要綱等)	55	
	益田圏域緩和ケアネットワーク会議	B(要綱等)	57	
	益田圏域健康長寿しまね推進会議	B(要綱等)	58	

【注】

1. 区分欄のAは附属機関等、Bは外部の方を構成員とする常設会議で、( )内は設置根拠。
2. 健康推進課、薬事衛生課及び高校教育課については、地方機関に設置されている次の審議会・協議会等に係る本庁所管課としての関与の状況についても聴取した。

監査実施機関	地方機関に設置されている審議会・協議会等	設置地方機関	監査実施年月日
健康推進課	母子保健推進協議会(検討会)	保健所	平成25年12月17日
	緩和ケア検討会、緩和ケアネットワーク会議	保健所	
	圏域健康長寿しまね推進会議	保健所	
	周産期医療体制検討会	保健所	
薬事衛生課	感染症診査協議会結核部会	保健所	平成25年12月17日
高校教育課	学校評議員	高等学校	平成25年12月18日

### 第3 監査結果

#### 1 附属機関等の設置・運営の適正化を図る取組

##### (1) 総務部人事課

###### ①根拠規程について

平成9年に人事課要綱を制定し、委員選任や運営方法等の統一的な基準を定めた。

平成15年3月には設置選任条例が制定された。同条例は女性登用や公募制導入を主目的として議員提案されたものである。

この条例の施行に合わせて、人事課要綱の内容を現行の要綱に改定し、旧要綱は廃止した。また、「附属機関等の委員の公募に関する指針」（以下「公募指針」という）を制定し、委員の公募による選任の推進を図った。

併せて人事課長通知により要綱が適用される懇話会・協議会等から次の会議を除外した。

- ア. 関係行政機関の職員のみを構成員としたもの
- イ. 関係団体間の調整、普及、啓発等を目的としたもの
- ウ. 連絡調整を目的としたもの

平成24年には、公募指針を改正して共同公募の規定を追加した。

###### ②取組状況について

人事課要綱に基づき附属機関等の設置・廃止や委員の改選等の際に附属機関については人事課長協議を、懇話会・協議会等については報告を求め、女性委員の登用、公募委員選任の促進や委員の兼任数の抑制、在任期間長期化の回避等に努めている。

人事課要綱の規定に基づき協議または報告された機関数は、平成24年度末現在で158機関等であり、この5年間で微増の傾向にある。

本県の附属機関等委員の公募実施割合（平成22年度現在8.3%）は、全国平均（14.8%）と比べて低い状況にある。

平成24年度から実施している共同公募は成果を上げている（年2回実施。結果7機関等が公募委員を採用）が、実施する機関等の数はまだ少ない。

附属機関等からの人事課要綱に基づく協議・報告に漏れがあり、平成25年9月に協議・報告を促す課長通知を出している。

###### ③課題について

人事課要綱に基づいて協議・報告があった附属機関等以外の協議会等については、協議・報告が無いので設置状況を把握できていない。

また、設置選任条例等に定める一部の項目（地域バランス、利害関係者の選

任、会議の公開等)については人事課要綱の報告対象項目になっていないので、実態を把握していない。

人事課では構成員への女性登用や公募による選任などが課題であると認識している。

## (2) 環境生活部環境生活総務課

附属機関等の委員への女性登用については、総務部人事課とともに環境生活部環境生活総務課男女共同参画室が取り組んでいる。

### ①根拠規程等について

平成11年に「審議会等への女性の参画推進要綱」(以下「女性参画推進要綱」という。)を制定し、審議会等への参画推進の取り組みが始まった。

平成13年に「島根県男女共同参画計画」が策定され、平成14年3月には「島根県男女共同参画推進条例」が制定され、それに基づき同年6月に「島根県男女共同参画審議会」が設置された。

平成15年7月に女性参画推進要綱を一部改正し、男女共同参画計画に基づき審議会等への女性参画率目標を4割以上と定め、目標値に満たない審議会等(以下「目標不達成審議会等」という)については、委員を任命する前に事前協議を行うこととされた。なお、同要綱の改正に合わせて出した環境生活部長通知により、要綱が適用される懇話会・協議会等から次の会議を除外した。

ア. 関係行政機関の職員のみを構成員としたもの

イ. 関係団体間の調整、普及、啓発等を目的としたもの

ウ. 連絡調整を目的としたもの

エ. 行政と専門分野の学識経験者のみで構成され、かつ学術的な事項の審査、指導、助言等を目的としたもの

平成21年6月には県議会建設環境委員会において「要綱適用除外機関等も含めた参画率も4割となるよう努めるべき。」との意見が出された。また、同年10月には女性参画推進要綱を一部改正し、全審議会等の委員任命時の合議を義務化した。

平成23年に「第2次島根県男女共同参画計画」が策定されたが、計画では審議会等への女性の参画率について40%台を維持することが目標とされた。

### ②取組実績等について

島根県男女共同参画計画最終年度の平成22年度には4割という目標参画率を達成した。(40.7%)

また、審議会等への女性登用に資するため人材リスト「女性人材情報」を整備している。

女性参画推進要綱には例外的に女性参画率の算定から除外する規定があり、現在これに基づいて、除外になっている機関もある。

### ③課題等について

目標不達成審議会等の事前協議件数は、協議対象と考えられる審議会等の数に満たず、協議漏れがあると思われるとのことであった。

また、人事課要綱における委員の兼任機関制限（４機関まで）や在任期間制限（１０年以下）は、一方で女性の登用を進めるにあたって人材の確保に苦慮することにつながっている。

なお、「女性人材情報」については、約３００人の登録があるが、地域によっては人材が不足しているとのことであった。

## 2 審議会・協議会等の設置・管理運営状況

各審議会・協議会等に係る監査結果は以下のとおりであった。なお、以下の表においては設置選任条例・人事課要綱の規定に基づく「附属機関等」とそれ以外の外部の方を構成員とする常設の会議「その他常設会議」に分類した。

### (1) 設置の状況

#### ①設置根拠

各審議会・協議会等の設置根拠は、表２－１のとおりであった。

地方機関が設置するその他常設会議２７のうち１８が地方機関独自に策定された要綱等を根拠に設置されていた。

表２－１．設置根拠

(単位:機関)

区分	法律	条例	要綱等(県)	要綱等(地方)	合計
附属機関等	14	9	8		31
その他常設会議			21	18	39
合計	14	9	29	18	70

#### ②設置目的

各審議会・協議会等の設置目的は、表２－２のとおりであった。

附属機関等においては、半分以上が審査・諮問を目的としている。一方でその他常設会議では意見聴取等が多くを占めた。その他項目は、計画策定、計画の進行管理、事業実施が主な内容であった。

表2-2. 設置目的

(単位:機関)

区分	審査	諮問	意見聴取	その他	合計
附属機関等	9	13	9		31
その他常設会議			21	18	39
合計	9	13	30	18	70

## ③年度別設置状況

各審議会・協議会等の年度別設置状況は、表2-3のとおりであった。

附属機関等においては、半分以上が設置後10年以上経過しているのに対し、その他常設会議では8割以上が設置10年以内であった。

表2-3. 年度別設置状況

(単位:機関)

区分	～平成 元年度	2～6 年度	7～11 年度	12～16 年度	17～21 年度	平成22 年度～	不明	合計
附属機関等	11	3	6	3	6	1	1	31
その他常設会議	4	1		11	15	8		39
合計	15	4	6	14	21	9	1	70

## (2)委員の状況

## ①現員

各審議会・協議会等の委員の現員数は、表2-4のとおりであった。

附属機関等は、ほとんど5人以下から20人以下の範囲にあるのに対し、その他常設会議は21人以上が3分の1を占めていた。

地方機関では、できるだけ多くの関係機関から参加を求めると委員数を多くした会議があったが、その結果、出席率の低下、発言時間の不足や意思決定に時間を要することなどを懸念する声があった。

表2-4. 現員数

(単位:機関)

区分	0人	1～5人	6～10 人	11～15 人	16～20 人	21～25 人	26～ 人	合計
附属機関等	1	8	8	10	3	1		31
その他常設会議		8	5	7	5	6	8	39
合計	1	16	13	17	8	7	8	70

## ②地域バランス

本庁に設置された各審議会・協議会等の委員の在住地区については、表2-5

のとおりであった。

人事課要綱第4条第1項第3号には「委員の構成が出雲部出身者に偏らないよう」とあるが、委員の8割近くが出雲部在住者であり、また、石見部在住委員が不在の附属機関等、その他常設会議がそれぞれ5つあった。

その理由としては、団体からの推薦により選任する委員や専門分野から選任する委員に出雲部在住者が多いことがあげられている。

表2-5. 委員の在住地区（本庁設置分） (単位:人)

区分	出雲部 (隠岐を含む)	石見部	県外	合計
附属機関等	230	61	1	292
その他常設会議	65	14	1	80
合計	295	75	2	372

### ③団体からの選任（充て職、長への限定）

人事課要綱第4条第1項第4号には、「長期留任、重複就任等の問題がともなってくる充て職就任は極力避けるように努めるものとする」、また「団体の長に限ることなく」とある。

各種団体から委員を選任する際に、充て職で（職名を指定して）選任している例は附属機関等で11、その他常設会議で18あり、その割合は附属機関等よりもその他常設会議が高かった。

また、選任を団体の長に限定している例は、附属機関等、その他常設会議ともに2機関あった。

### ④利害関係者の選任

人事課要綱第4条第1項第5号では、「所掌事務に利害関係のある者又はその代表者を委員に任命する場合は、原則として委員の半数を超えないこと」とある。

利害関係者を委員に選任している例は附属機関等のみで5機関あり、そのうち全員が利害関係者である機関が1、5割を占める機関が1、残る3機関は5割以下であった。なお、全員が利害関係者である機関は、利害関係者の調整を目的に設置された機関であった。

### ⑤県職員の選任

人事課要綱第4条第1項第6号には「委員には、県職員を任命しないこと。（但し、法令・条例等に定めがある場合及び県職員の属人的な専門知識・経験から特に必要と認められる場合にはこの限りでない。）」とある。

県職員を選任している例は、附属機関等で9、その他常設会議で18であった。

なお、県職員を選任している附属機関等は、いずれも上記の例外に該当するものであった。

## ⑥委員の年齢

各審議会・協議会等の委員の年齢層は、表2-6のとおりであった。

人事課要綱第4条第1項第1号では「附属機関の機能が十分発揮されるよう、女性、青壮年、外国人など広く各界各層の中から適切な人材を選任すること」とある。

附属機関等は、若年層の参加もあるが、70歳以上の委員も多い。

その他常設会議は全体として把握していない例が多く、報告のあった範囲では50歳台から60歳台に集中している。

表2-6. 年齢層

(単位:人)

区分	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～歳	合計
附属機関等	2	6	29	96	84	29	6	252
その他常設会議		3	24	48	41	7		123
合計	2	9	53	144	125	36	6	375

【注】 監査対象審議会・協議会等のうち、年齢層が不明の会議数が附属機関等で7、その他常設会議で26あり、それらは計上していない。

## ⑦委員の在任年数

各審議会・協議会等の委員の在任年数は、表2-7のとおりであった。

人事課要綱第4条第1項第7号では「委員の任期については2年間を原則とし、再任する場合は、その在任期間が引き続き10年を超えないこと」とある。

附属機関等では、委員の1割が10年を超えて就任しており、その理由としては適任者が見つからないということであった。

その他常設会議では任期を定めていない例もあった。

表2-7. 在任年数

(単位:人)

区分	1年以下	2～3年	4～5年	6～7年	8～9年	10年以上	合計
附属機関等	41	95	65	36	33	30	300
その他常設会議	78	132	39	12	8	8	277
合計	119	227	104	48	41	38	577

【注】 監査対象審議会・協議会等のうち、年齢層が不明の会議数が附属機関等で1、その他常設会議で6あり、それらは計上していない。

## ⑧委員の兼任

人事課要綱第4条第1項第8号では「重複して委員に任命しようとする場合は、4機関までとする」とある。

附属機関等のうち5機関以上を兼任する委員を選任していたのは5機関だった。また、確認していない機関も9機関あった。

その他常設会議では兼任状況の確認をしていなかった。地方機関では団体の充て職就任依頼をしている例が多いために重複就任が生じ、会議日程の調整をしているという協議会等があった。

## ⑨女性登用

各審議会・協議会等の委員における女性の参画率は、表2-8のとおりであった。

設置選任条例第3条では「男女いずれか一方の構成員の数が、構成員総数の10分の4未満にならないように努めるものとする」とある。

附属機関等は3分の1が、その他常設会議は6割が参画率4割を満たしていない。その理由は、専門性や団体への選任依頼が多いことなどであった。

表2-8. 女性参画率

(単位:機関)

区分	なし	1~10%	11~20%	21~30%	31~40%	41~50%	50%~	合計
附属機関等	3	3	1	3		12	8	30
その他常設会議	4	2	4	9	5	8	7	39
合計	7	5	5	12	5	20	15	69

【注】委員不在の附属機関が1つあるので合計は69になる。

## ⑩委員の公募

各審議会・協議会等の委員の公募状況は、表2-9のとおりであった。

設置選任条例第3条では「必要に応じて構成員の公募を行い、その応募者のうちから構成員を選任するよう努めるものとする」とある。

附属機関等で公募委員が存在するのは3機関だが、一方で公募したものの応募がなかったものも4機関で、公募をしているものは少なかった。

その他常設会議では公募している協議会等が1つだけあったが、附属機関等と委員を同じくして一体的に運用しているものであった。



表 2-9. 委員の公募状況

(単位:機関)

区分	公募	公募するも 応募なし	非公募	合計
附属機関等	3	4	24	31
その他常設会議	1		38	39
合計	4	4	62	70

### 公募をしない理由

各審議会・協議会等の委員を公募をしない理由は、表 2-10のとおりであった。附属機関等、その他常設会議ともに専門性を必要とするという理由が半数近く占めた。

附属機関等では、情報保護、中立・公平性を理由とする機関があり、その他常設会議では団体選出を優先に考えている会議が多い。

なお、非公募理由の「その他」は、住民代表に参加してもらおう枠組みを持っているので一般公募は行っていない等の理由であった。

表 2-10. 非公募理由

(単位:機関)

区分	法等で 定めあり	専門性が 必要	団体から の選出	個人・個別 情報保護	中立・公 平の確保	その他	合計
附属機関等	2	15		5	6	1	29
その他常設会議	9	18	9	1	1	5	43
合計	11	33	9	6	7	6	72

【注】複数回答可としたため、合計数は表 2-9. の非公募数と一致しない。

## (3) 運営状況

### ①会議開催回数

各審議会・協議会等の会議開催回数は、表 2-11のとおりであった。

人事課要綱第 6 条第 1 号には「形式的に終わることなく十分な審議が尽くされるよう適正な開催回数及び時間を確保すること」とある。

附属機関等、その他常設会議いずれも年 1 回の開催が 3 分の 1 程度である。また、合わせて 7 機関が会議を開催していなかった。その理由は附属機関等では、「審査案件が無い」が 2 機関、「個別の意見聴取」が 1 機関だった。その他常設会議では、4 機関いずれも「個別の意見聴取」だった。

表2-11. 会議開催回数 (単位:機関)

区分	なし	1回	2回	3回	4回	5回以上	合計
附属機関等	3	9	9	2	3	5	31
その他常設会議	4	14	14	6	1		39
合計	7	23	23	8	4	5	70

## ②会議開催時間

各審議会・協議会等の会議開催時間は、表2-12のとおりであった。  
 附属機関等は半数以上が、その他常設会議は8割以上が1時間半から3時間までの開催時間である。

表2-12. 会議開催時間 (単位:機関)

区分	～1時間	～1時間半	～2時間	～2時間半	～3時間	3時間～	開催無	合計
附属機関等	4	3	3	9	5	4	3	31
その他常設会議		3	10	16	6		4	39
合計	4	6	13	25	11	4	7	70

【注】開催時間は1審議会・協議会等毎の平均時間により区分して計上している。

## ③委員の出席率

各審議会・協議会等の委員の出席率は、表2-13のとおりであった。  
 出席率が80%未満である審議会・協議会等は、17機関あった。

表2-13. 委員出席率 (単位:機関)

出席率	100%	80%以上 100%未満	60%以上 80%未満	60%未満	開催無	合計
附属機関等	4	15	9		3	31
その他常設会議	8	19	7	1	4	39
合計	12	34	16	1	7	70

## ④会議録整備

各審議会・協議会等の会議録の整備状況は、表2-14のとおりであった。  
 人事課要綱第6条第5号では「会議資料及び会議記録又は会議要旨の公表に努めるものとする」とある。

会議を開催した審議会・協議会等はすべて作成していたが、保存年限を定めていない例があった。

その他常設会議にも永年保存とするものが2機関あった。

表2-14. 会議録整備

(単位:機関)

区分	整備(保存5年未満、定めなし)	整備(保存5年)	整備(保存10年)	整備(保存11年以上、永年)	未整備(開催無)	合計
附属機関等	2	16	7	3	3	31
その他常設会議	6	25	1	3	4	39
合計	8	41	8	6	7	70

## ⑤ 予算執行状況

各審議会・協議会等における予算の執行状況は、表2-15のとおりであった。全体の約半分が60%以上予算執行をしていた。

その他については、必要が生じた時に予算措置をする、当該機関等に特定した予算を持たない執行機関があった。

表2-15. 予算執行率

(単位:機関)

区分	100%	80%以上 100%未満	60%以上 80%未満	60%未満	その他	合計
附属機関等	2	5	11	9	4	31
その他常設会議	10	5	5	8	11	39
合計	12	10	16	17	15	70

## ⑥ 報酬・報償費の支給

各審議会・協議会等の報酬(附属機関の委員が支給対象)・報償費(附属機関以外の委員が支給対象)の単価と支給状況は、表2-16のとおりであった。

大部分が予算単価を用いているが、年額で支給している例や、別に定められた単価を使用している例もあった。

附属機関等は、不開催の場合を除いて支給していた。

地方機関のその他常設会議で、同種の協議会等において地域毎に支給不支給が分かれた例があった。

表2-16. 報酬・報償費単価と支給の有無

(単位:機関)

区分	10,300円	10,300円 以外	支給なし (不開催)	支給なし (制度上)	合計
附属機関等	28	1	2		31
その他常設会議	17	4	3	15	39
合計	45	5	5	15	70

【注】10,300円は日額で、附属機関の委員報酬または附属機関に準ずる場合の報償費の予算単価(予算編成時の単価)

## ⑦職員の業務量

各審議会・協議会等を担当する職員の業務量は、表2-17のとおりであった。各執行機関で毎年行われる行政評価作業において積算された業務量から抽出した数値である。

算出が可能だった審議会・協議会等の3分の2が、20人日以下であった。

表2-17. 職員業務量 (単位:機関)

区分	～10 人日	～20 人日	～30 人日	～40 人日	41～ 人日	算出困難	業務なし	合計
附属機関等	9	10	4	2	1	3	2	31
その他常設会議	14	7	6	4	2	6		39
合計	23	17	10	6	3	9	2	70

【注】 会議開催1回当たりの業務量

## ⑧地方機関が設置する審議会・協議会等への本庁の関与

本庁3課が所管し地方機関が設置する6審議会・協議会等(健康推進課所管4、薬事衛生課所管1、高校教育課所管1)について関与の状況を聴取した。

設置根拠は、健康推進課所管のものは地方機関策定の要綱・要領、薬事衛生課所管のものは法令、高校教育課所管のものは本庁策定の要綱であった。

会議の開催予定、結果については、必要が生じた際に開催される薬事衛生課所管のものを除き、いずれも地方機関からの計画書、報告書の提出により把握されていた。また、予算については、いずれも本庁から必要な金額が令達されていた。

## (4) 公開状況

### ① 会議の公開

各審議会・協議会等の会議の公開状況は、表2-18のとおりであった。

島根県情報公開条例第34条では例外を除いて「附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする」とある。その公開の方法としては、会議の傍聴を認めることや、会議を開催する場合は、会議開催1週間前までに県政情報センター等にメールで送ることが示されている。

附属機関等は約6割が公開。その他常設会議は2割程度と少ない。

表2-18. 会議の公開 (単位:機関)

区分	公開	非公開	合計
附属機関等	18	13	31
その他常設会議	8	31	39
合計	26	44	70

### 会議非公開の理由

各審議会・協議会等の会議非公開の理由は、表2-19のとおりであった。

県情報公開条例では、公開の例外として、法令等の規定により公開できない場合、非公開情報を扱う場合、公開により公正又は円滑な運営に支障をきたす恐れがある場合としている。

附属機関等は「個人・個別情報保護」の理由が多かった。

表2-19. 会議の非公開理由

(単位:機関)

区分	法 等 で 定めあり	個人個別 情報保護	公開にな じまない	自由な発 言を阻害	中立公平 の確保	その他	合計
附属機関等	3	6	1	2	1		13
その他常設会議	1	7	3	8		12	31
合計	4	13	4	10	1	12	44

### ②会議結果の公開（事後公表）

各審議会・協議会等の会議結果の公開（事後公表）状況は、表2-20のとおりであった。

会議結果の公開は、会議録や会議資料のホームページへの登載等により行われていた。

附属機関等、その他常設会議のいずれも公開の割合が低く約3分の1であった。

表2-20. 会議結果の公開

(単位:機関)

区分	公開	非公開	合計
附属機関等	11	20	31
その他常設会議	12	27	39
合計	23	47	70

### 会議結果非公開の理由

各審議会・協議会等の会議結果の非公開理由は、表2-21のとおりであった。理由としては、「個人・個別情報保護」が多かった。

表2-21. 会議結果非公開理由

(単位:機関)

区分	法 等 で 定めあり	個人・個別 情報保護	市町村に 周知する	中立公平 の確保	その他	合計
附属機関等	3	6	1	1	9	20
その他常設会議	1	5			21	27
合計	4	11	1	1	30	47

## (5) 運営評価と課題、合理化への取組

### ① 運営の評価

各審議会・協議会等の運営に対する自己評価は、表2-22のとおりであった。附属機関等、その他常設会議いずれも達成及びほぼ達成がほとんどである。

表2-22. 運営の評価

(単位:機関)

区分	達成	ほぼ達成	一部達成	評価なし	合計
附属機関等	25	4	1	1	31
その他常設会議	15	23	1		39
合計	40	27	2	1	70

### ② 目的を達成するための課題

目的を達成するための課題を尋ねたところ、事業遂行上の課題を挙げる例が多かったが、審議会・協議会等の運営に関して回答があった課題は以下のとおりであった。

#### ア. 若年層の委員への登用

広く意見を聴取し、施策に反映できるように、若い年代の委員を増やすなど、委員選任に際しては更に年齢構成に配慮する必要がある。(1機関)

#### イ. 発言環境の改善

審議会での審議結果は専門委員の影響が大きいものと考えられるので、他の委員が疑問点を自由に発言できる環境を作っていく必要がある。(1機関)

#### ウ. 現地調査の実施

書類をベースとした会議形式の審議会では委員に適切な助言、提案等をしていただくには限界があり、審議会を現地でも開催して視察や関係者との意見交換を実施することが必要。(3機関)

#### エ. 会議開催目的の再確認

年1回のイベントを開催するための組織となっており、発展的な話し合いが行われていないため、協議会の目的を再確認し、話し合いの活性化が必要。(1機関)

### ③ 合理化への取組

統廃合等の合理化への取組状況についての回答は以下のとおりであった。

#### ア. 同じ課が所管する類似機関と一体運用をしている。

設置の根拠法令は異なるが、計画の策定・変更の際に意見を聴取する機関であり、構成員層が重なることから、委員を同じくして同時に開催し一体的に運用している。(2機関)

イ. 再編を検討中

より密度の高い協議を実施するため、関係する他の委員会等との関係を考慮しながら再編する。(1 機関)

### 3 他の都道府県における審議会・協議会等の設置状況調査の結果

今回監査対象とした各審議会・協議会等のうち、法律・条例以外の要綱等に基づくものについて、他の都道府県における条例、設置運営要綱を適用する類似の審議会・協議会等の設置状況を調査した。なお調査は、中国・九州地区の県については監査委員事務局に対して文書照会を行い、それ以外の地区の都道府県についてはインターネット検索によって取得した公表資料を用いた。

表3. 他の都道府県における審議会・協議会等の設置状況

所属名	審議会・協議会等の名称	本県の区分	附属機関等とする県
環境生活総務課	男女共同参画センター指定管理評価委員※	その他常設会議	5
健康推進課	島根県がん対策推進協議会	附属機関等	24
	島根県歯科保健推進協議会	その他常設会議	15
	島根県周産期医療協議会	その他常設会議	20
障がい福祉課	島根県障がい者自立支援協議会	附属機関等	13
薬事衛生課	島根県献血推進協議会	附属機関等	23
	島根県動物愛護管理推進会議	附属機関等	15
農畜産振興課	島根県「環境農業」推進協議会	附属機関等	-
	みんなでつくる有機の郷事業外部審査会議	その他常設会議	-
	新農林水産振興がんばる地域応援総合事業外部評価会議	附属機関等	-
	島根の花振興協議会	その他常設会議	-
	米政策改革推進調整会議	その他常設会議	-
	温暖化対応水稻新品種導入対策プロジェクト	その他常設会議	-
	島根県農業機械利用合理化対策推進委員会	その他常設会議	-
都市計画課	しまね景観賞審査委員会	附属機関等	-
高校教育課	島根県公立学校教員指導力審査委員会	附属機関等	11
文化財課	石見銀山遺跡調査活用委員会	その他常設会議	-
各高等学校	学校評議員	その他常設会議	4
各保健所	各圏域自死総合対策連絡会	その他常設会議	-
	精神障がい者社会適応訓練運営協議会	その他常設会議	1
	各圏域母子保健推進協議会(検討会)	その他常設会議	2
	各地域保健医療対策会議	その他常設会議	12
	各地域災害医療対策会議	その他常設会議	-
	各圏域緩和ケア検討会、緩和ケアネットワーク会議	その他常設会議	1
	各圏域健康長寿しまね推進会議	その他常設会議	1
各圏域周産期医療体制検討会	その他常設会議	-	

【※】 評価委員全般についての適用を示す。同趣旨の文化財課所管3機関は省略。



## 第4 監査意見

審議会・協議会等の役割は、県行政に対する県民の意見の反映、専門的な知識の取り入れ、県行政の公正の確保等であり、県ではそのうち附属機関等について設置選任条例、人事課要綱の運用等により、設置・運営の適正化を図っているところである。

監査対象の抽出のために行った事前調査の結果、附属機関等のほかにその他常設会議が地方機関を中心として262も存在することが判明したが、他の都道府県の状況等を調査したところ、その中には条例で設置している協議会等もあった。

また、人事課要綱では附属機関等の設置・廃止や委員の改選等の際に協議・報告を、女性参画推進要綱では女性参画率の目標不達成機関に対して事前協議を求めているが、対象となる執行機関からの協議や報告に漏れがあり、これら関連規程に対する各執行機関の理解が不十分である実態が窺えた。

人事課要綱では委員の選任や会議の運営にあたっての留意事項や努力事項を設けているが、地域バランス、在任年数、兼任確認、女性登用、会議結果公開などの項目については達成が不十分な附属機関等があった。一方で、その他常設会議においては、人事課要綱が求める項目を念頭においた運営を行っている会議は少なかった。

県民の参加を促し、広く意見を県政に反映させて、審議会・協議会等の役割が十分に果たせるよう、以下に述べる意見について留意のうえ、人事課、環境生活総務課及び審議会・協議会等を設置する各執行機関においては設置・運営の適正化に向けて積極的に取り組まれない。

### 1 制度運用について

附属機関等を設置する場合には、人事課要綱等関連規程に基づき、人事課に対し協議・報告を行うこととなっているが、今回の監査において、設置時の協議・報告が行われていないその他常設会議が多くあり、特に地方機関にその傾向が顕著であった。

これらの中には、特定事業の連絡調整、啓発等のために設置されていることから協議・報告の対象外となっているものがある一方、事業に関わる計画策定や県民の意見聴取のために設置されたものもあり、他の都道府県では、同様のものについて附属機関等として位置づけている事例もある。

このような設置時の協議・報告が行われていない原因として、関連規程の周知が本庁の所管課に留まり、地方機関においては関連規程を知らずに報告を行っていないものがあると思われる。

既に設置協議済みの附属機関等においては、関連規程により、委員の在任期間等いくつかの条件を設けており、やむを得ず条件を超えて委員選任を行う場合は、人

事課長に協議を行うこととしている。

また、女性参画率目標不達成審議会等は、事前に環境生活部長に協議を行うこととしている。

しかしながら、今回の監査において、当該協議が漏れている事例が見受けられたところであり、要綱等の目指す行政の中立・公正性の確保、住民意思の反映などを進めていく上で、事前協議の徹底を図る必要がある。

以上のとおり、制度を円滑かつ適正に推進していく上で、まずは地方機関を含めて関連規程の周知を強化するとともに、その運用において協議・報告の徹底を図られたい。

また、各協議会等の設置目的や開催状況などを調査・分析し、関連規程の適用が適当であるかどうか検討されたい。

## 2 委員の選任について

附属機関等を設置する各執行機関においては、概ね設置選任条例や関連規程に基づいて委員の選任を行うよう努めているが、地域バランスや公募がなかなか進まないなど、関連規程に規定する留意事項、努力事項の取り組みが十分とは言えないと思われるところもある。

その理由として専門性を要するためなど、やむを得ないものもあるが、適正な行政運営の確保と県民の県政への一層の参加、住民意思の反映を推し進めるため、次の各項目に掲げることについてより一層努められたい。

### ア. 地域バランスについて

本庁設置の附属機関等の一部においては専門性などの理由から、委員の在住地区が出雲部に偏重しているが、広く県民の意見を聞くため委員の選任にあたっては地域バランスにより配慮されたい。

### イ. 年齢層について

委員の年齢層については委員全体の7割が50歳台、60歳台に集中しているが、幅広い層の意見を聞くために、若年層の委員への登用割合の向上も大切と考えられる。このため、若年層の人材の掘り起こしや会議の開催時間を考慮するなど若年層の参加が得られやすい会議の運営に留意されたい。

### ウ. 在任期間について

委員の在任期間については、適任者が見つからないなどの理由から10年を超えている例が全体の約1割となっている。その設置目的から構成員が限定される場合もあるが、幅広く人材を求め、在任期間が長期化しないよう努められたい。

#### エ. 女性登用について

委員への女性登用については、掲げている目標数値の参画率は達成しているが、本県で参画率算定から除外している附属機関等でも他県では対象にしている例も見られる。参画率が低いところの理由の一つとして専門的な人材不足があげられているが、女性登用を進めるために環境生活総務課が作成している「女性人材情報」を活用するなど幅広い情報収集によって人材の掘り起こしを行われたい。

#### オ. 公募について

人事課においては、委員の公募について、個別の理由があるにしろ、引き続き公募委員不在の附属機関等を設置する執行機関に対する働きかけを行われたい。なお、公募を行うも応募が無い例があるが、県民への周知不足も一因と考えられることから、各執行機関においては活動内容をホームページや広報誌に掲載するなど普段からの情報提供に努められたい。

### 3 会議の運営について

附属機関等及びその他常設会議を設置している各執行機関においては、概ね適切に会議を運営しているが、以下の項目については一部検討すべきと思われる例があったので配慮されたい。また、人事課においては各執行機関による運営について指導されたい。

#### ア. 報償費の支給について

地方機関が設置する協議会等についてはその開催趣旨等によって報償費が支給されるものとされないものがあり、その区分については各執行機関において判断され、必要なものについては予算の確保を図っている。そうした中、同種の協議会等において、地方機関によって委員への報償費の支給不支給が分かれる例があったので、支給の基準を明確にされたい。

#### イ. 会議・会議結果の公開について

ホームページで会議の開催を周知し、会議の傍聴を認めることにより会議を公開している附属機関等は約6割、その他常設会議は約2割に留まっており、また、会議録や会議資料のホームページへの登載等により会議結果の公開(事後公表)をしている附属機関等、その他常設会議はいずれも約3分の1に留まっている。

今回の監査において、会議や会議結果の公開をしていない審議会・協議会等にあつてはその理由を確認しているが、会議内容が個人・個別の情報を取り扱うなど公開になじまない場合は別として、そういった事情が無ければ原則として会議の公開や会議結果の公表を進められたい。

資料 1 監査対象審議会・協議会等個別調書

1 島根県情報公開審査会

監査実施機関	総務課	設置年度	平成 6 年度
設置根拠	島根県情報公開条例		
目的	<p>公開決定等に対する行政不服審査法の規定に基づく不服申立について、実施機関の諮問を受けて審議する。</p> <p>また、情報公開制度に関する重要な事項について実施機関の諮問に応じて答申、建議する。</p>		
委員の状況	現員数	5名（うち女性委員 2名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	大学教授、弁護士、報道関係者、民間有識者	
開催状況等	<p>月1回（年12回）開催。ひとつの案件で答申決定まで概ね6回程度審議する。</p> <p>個人情報、法人情報など非公開事項の審議のため、会議は非公開。委員は、島根県個人情報公開審査会と同じ者である。</p>		

## 2 島根県個人情報保護審査会

監査実施機関	総務課	設置年度	平成14年度
設置根拠	島根県個人情報保護条例		
目的	<p>個人情報の開示決定等、訂正等の決定又は利用停止決定等に対する行政不服審査法の規定に基づく不服申立について、実施機関の諮問を受けて審議する。</p> <p>また、個人情報保護制度に関する重要な事項について実施機関の諮問に応じて答申、建議する。</p>		
委員の状況	現員数	5名（うち女性委員 2名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	大学教授、弁護士、報道関係者、民間有識者	
開催状況等	<p>ここ数年、不服申立がないため、制度に関する諮問について審議を行うため開催している。委員は、島根県情報公開審査会と同じで、情報公開審査会に続いて開催している。</p>		

### 3 島根県公益認定等審議会

監査実施機関	総務課	設置年度	平成19年度
設置根拠	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 島根県公益認定等審議会条例		
目的	公益法人設置に伴う公益性の審査及び公益法人への立入検査を行う。		
委員の状況	現員数	5名（うち女性委員 2名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	弁護士、公認会計士、行政書士、学識経験者	
開催状況等	平成24年度は約140法人から移行申請があり、15回開催。		

### 4 島根県公立大学法人評価委員会

監査実施機関	総務課	設置年度	平成18年度
設置根拠	地方独立行政法人法		
目的	地方独立行政法人の業務の実績に関する評価を行う。		
委員の状況	現員数	5名（うち女性委員 2名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	教育・研究または経営に関する学識経験者	
開催状況等	6月末に大学から提出される前年度実績報告書、財務諸表等により7月及び8月に評価委員会を開催し、9月議会に実績報告書等を提出する。		

5 島根県私立学校審議会

監査実施機関	総務課	設置年度	昭和25年度
設置根拠	私立学校法		
目的	私立学校の設置・廃止、学科の設置、入学定員に係る学則の変更等について審議する。		
委員の状況	現員数	10名（うち女性委員 4名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	教育に関する学識経験者	
開催状況等	毎年7月及び12月に開催。		

6 島根県男女共同参画審議会

監査実施機関	環境生活総務課	設置年度	平成14年度
設置根拠	島根県男女共同参画推進条例		
目的	男女共同参画推進に関する施策の調査、審議、意見聴取を行う。		
委員の状況	現員数	15名（うち女性委員 9名）	
	公募委員数	3名（条例で公募委員4名以内と規定）	
	選任区分	産業・労働、地域活動、教育、福祉、保健・医療、行政、その他	
開催状況等	年1回開催。		

7 島根県男女共同参画センター指定管理評価委員

監査実施機関	環境生活総務課	設置年度	平成22年度
設置根拠	島根県男女共同参画センター指定管理評価委員設置要綱		
目的	島根県男女共同参画センターの指定管理業務について業務評価を行う。		
委員の状況	現員数	3名（うち女性委員 3名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	指定管理候補選定委員会の委員	
開催状況等	1回開催		

8 島根県社会福祉審議会児童福祉専門分科会母子保健部会

監査実施機関	健康推進課	設置年度	平成11年度
設置根拠	社会福祉法、島根県社会福祉審議会規則		
目的	母子保健に関する基本的事項について協議し、これを施策に反映させる。		
委員の状況	現員数	14名（うち女性委員 7名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	母子保健関係団体代表、行政職員、医療関係者	
開催状況等	平成24年度は2回開催（通常は年1回開催）。		



9 島根県がん対策推進協議会

監査実施機関	健康推進課	設置年度	平成19年度
設置根拠	島根県がん対策推進協議会設置要綱		
目的	島根県がん対策推進計画の策定及び進行管理に関する事項等を検討する。		
委員の状況	現員数	19名（うち女性委員 7名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	患者・家族・遺族、拠点病院関係者、医療・保健関係者、学識経験者、企業・民間団体等	
開催状況等	毎年度開催。平成24年度は4回開催。平成25年度からの5ヶ年計画の策定にあたった。平成25年度からは数値目標の達成状況等について進行管理を行っている。		

10 島根県国民健康保険審査会

監査実施機関	健康推進課	設置年度	昭和33年度
設置根拠	国民健康保険法		
目的	保険料その他の徴収金に関する処分に係る不服申立について審査する。		
委員の状況	現員数	9名（うち女性委員 4名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	公益代表、被保険者代表、保険者代表	
開催状況等	審査請求が出された場合のみ開催。 審査はほとんどが書面審査であり、請求人の希望又は委員の判断により請求人が審査会に出席することもある。		

11 島根県歯科保健推進協議会

監査実施機関	健康推進課	設置年度	平成16年度
設置根拠	島根県歯科保健推進協議会設置要綱		
目的	先駆的かつ専門的な歯科保健対策について総合的な歯科保健対策を検討し、効果的、効率的な方策を協議する。		
委員の状況	現員数	18名（うち女性委員 3名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	歯科関係者、一般住民、関係機関、市町村代表、県関係課	
開催状況等	<p>年2回開催。</p> <p>設置当初は関係機関の情報交換の場であったが、島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例制定後は、「島根県歯と口腔の健康づくり計画」の策定、進行管理を行っている。</p> <p>歯科医療機関から一般住民委員の推薦を受けているため、公募していない。</p>		

12 島根県周産期医療協議会

監査実施機関	健康推進課	設置年度	平成16年度
設置根拠	島根県周産期医療協議会設置要綱		
目的	地域の実情に応じた周産期医療体制の整備、周産期医療情報システム、関係者の研修、周産期医療体制整備についての調査等について協議する。		
委員の状況	現員数	14名（うち女性委員 4名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	学識経験者、医療関係者、行政関係者	
開催状況等	毎年度1回開催。		

13 島根県ひとにやさしいまちづくり審議会

監査実施機関	障がい福祉課	設置年度	平成10年度
設置根拠	島根県ひとにやさしいまちづくり条例		
目的	ひとにやさしいまちづくりに関する公共的施設、整備基準等の改正に係る意見聴取及び重要事項の審議を行う。		
委員の状況	現員数	9名（うち女性委員 4名）	
	公募委員数	0名（公募したが応募者なし。）	
	選任区分	社会福祉団体、事業者団体 学識経験者、市町村	
開催状況等	全委員が任期満了となった平成19年度末から平成24年8月まで委員不在。バリアフリーが施行され整備基準等を改正する必要があることから、平成24年度に委員を選任し、審議会を開催した。		

14 島根県障がい者施策審議会

監査実施機関	障がい福祉課	設置年度	昭和47年度
設置根拠	障害者基本法 島根県障がい者施策審議会条例		
目的	島根県障害者計画策定に当たっての意見聴取、施策の推進に関する調査審議等を行う。		
委員の状況	現員数	14名（うち女性委員 7名）	
	公募委員数	0名（公募したが応募者なし。）	
	選任区分	関係行政機関、学識経験者 障がい者、障がい福祉事業従事者	
開催状況等	毎年度開催（1～2回）。 島根県障がい者施策審議会委員は島根県障がい者自立支援協議会委員を兼ねており、障がい者施策審議会と障がい者自立支援協議会が併せて開催されている。		

15 島根県障がい者自立支援協議会

監査実施機関	障がい福祉課	設置年度	平成19年度
設置根拠	島根県障がい者自立支援協議会設置要綱		
目的	障がい児・者に対する障がい福祉サービスの提供体制の確保や相談支援体制の構築を図るため、推進のための方策等について検討・提言を行う。		
委員の状況	現員数	14名（うち女性委員 7名）	
	公募委員数	0名（公募したが応募者なし）	
	選任区分	関係行政機関、学識経験者、障がい者、障がい福祉事業従事者	
開催状況等	<p>年1～2回開催。</p> <p>島根県障がい者自立支援協議会委員は島根県障がい者施策審議会委員を兼ねており、障がい者自立支援協議会と障がい者施策審議会が併せて開催されている。</p>		

16 島根県生活衛生適正化審議会

監査実施機関	薬事衛生課	設置年度	昭和32年度
設置根拠	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律		
目的	一般公衆浴場の料金（統制額）の改定、生活衛生同業組合（理容・美容業、飲食店、旅館、クリーニング、興業場等）の共済規程の認可、重要事項変更等の申請について審議する。		
委員の状況	現員数	0名（うち女性委員 0名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	学識経験者、生活衛生関係営業者代表者 利用者・消費者代表	
開催状況等	<p>審議会において審議対象となる業種が多岐にわたっており、その都度、関係する営業者を委員に選任している。</p> <p>現在、物価統制令による統制額の対象となる一般公衆浴場は県内に1施設のみであり、平成17年8月以降、審議会を開催していない。生活衛生同業組合関係の事例も近年なし。</p>		

17 島根県献血推進協議会

監査実施機関	薬事衛生課	設置年度	昭和39年度
設置根拠	島根県献血推進協議会要綱		
目的	献血の円滑な推進と献血制度の適切な運営を確保する。		
委員の状況	現員数	22名（うち女性委員 2名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	関係団体代表者、関係行政機関職員	
開催状況等	毎年度2月に開催し、国の献血推進計画に基づき県の献血推進計画、血液事業実施計画を策定している。		

18 島根県動物愛護管理推進会議

監査実施機関	薬事衛生課	設置年度	平成19年度
設置根拠	島根県動物愛護管理推進会議設置要綱		
目的	動物愛護管理推進計画の策定に当たり県民、事業者、有識者等から意見を求めるため設置された。		
委員の状況	現員数	11名（うち女性委員 1名）	
	公募委員数	2名	
	選任区分	学識経験者、団体代表、市民代表、行政職員 県職員	
開催状況等	年1回。動物愛護管理推進計画の計画期間は平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間で、計画策定後も毎年度、会議を開催し、5年ごとの目標の設定管理や見直し、犬猫の引き取り数減少のための対策など計画に基づく具体的な事業展開について意見を聞いている。		



19 島根県自然環境保全審議会温泉部会

監査実施機関	薬事衛生課	設置年度	不明
設置根拠	自然環境保全法、温泉法		
目的	知事の諮問を受けて、温泉の掘削、増掘又は動力の装置の許可、許可の取り消し等に係る審議を行う。		
委員の状況	現員数	10名（うち女性委員 4名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	市町村、関係団体等、学識経験者	
開催状況等	毎年度、6月、10月、2月の3回開催。付議する事案がない場合は開催しない。		

## 20 島根県森林審議会

監査実施機関	農林水産総務課	設置年度	昭和26年度
設置根拠	森林法		
目的	森林・林業施策に関する重要事項を調査・審議する。		
委員の状況	現員数	12名（うち女性委員 6名）	
	公募委員数	0名（平成25年度から共同公募実施）	
	選任区分	市町村、林業団体、学識経験者、生産者、需要者 環境・森林活動団体、教育関係	
開催状況等	<p>年3回開催。</p> <p>地域森林計画の策定・変更についての答申、平成24年度に策定した「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画第2期戦略プラン」の評価、助言、提案などを行っている。</p>		

## 21 島根県農政審議会

監査実施機関	農林水産総務課	設置年度	昭和37年度
設置根拠	島根県附属機関設置条例		
目的	農業施策に関する重要事項を調査・審議する。		
委員の状況	現員数	12名（うち女性委員 6名）	
	公募委員数	0名（平成25年度から共同公募実施）	
	選任区分	市町村、関係団体、学識経験者、農業者、消費者	
開催状況等	<p>年2回開催。</p> <p>現在は、平成24年度に策定した「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画第2期戦略プラン」の評価、助言、提案などを行っている。</p>		

## 22 島根県水産振興審議会

監査実施機関	農林水産総務課	設置年度	平成14年度
設置根拠	島根県附属機関設置条例		
目的	水産施策に関する重要事項を調査・審議する。		
委員の状況	現員数	12名（うち女性委員 5名）	
	公募委員数	0名（平成25年度に共同公募したが応募なし）	
	選任区分	市町村、漁業団体、漁村の青年女性組織、生産者学識経験者、消費者	
開催状況等	<p>年2回開催。</p> <p>現在は、平成24年度に策定した「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画第2期戦略プラン」の評価、助言、提案などを行っている。</p>		

## 23 島根県みつばち転飼調整審議会

監査実施機関	農畜産振興課	設置年度	昭和30年度
設置根拠	島根県附属機関設置条例		
目的	蜂群の配置の適正を図るため必要な事項を調査審議する。		
委員の状況	現員数	7名（うち女性委員 0名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	県内養蜂業者	
開催状況等	<p>年1回、2月又は3月に開催。</p> <p>養蜂振興法に基づき、県外養蜂業者の県内への転飼の許可に当たり、県内養蜂業者との調整を行う。</p>		

24 島根県『環境農業』推進協議会

監査実施機関	農畜産振興課	設置年度	平成11年度
設置根拠	島根県『環境農業』推進協議会設置運営要領		
目的	「島根県『環境農業』推進基本方針」に基づく『環境農業』の推進に関して意見を聴取する。		
委員の状況	現員数	10名（うち女性委員 5名）	
	公募委員数	2名（消費者）	
	選任区分	学識経験者、消費者、生産者及び加工食品製造者 食品流通業者・関係団体	
開催状況等	平成24年度は有機農業推進法に基づく推進計画見直しがあり、4回開催した。 通常は年3回開催。		

25 みんなでつくる有機の郷事業（有機農業実践支援事業）外部審査会議

監査実施機関	農畜産振興課	設置年度	平成23年度
設置根拠	みんなでつくる有機の郷事業（有機農業実践支援事業）外部審査会議設置運営要領		
目的	みんなでつくる有機の郷事業（有機農業実践支援事業）の効率的かつ公正な事業運営を図るため、事業実施計画の審査を行うとともに、事業執行がより円滑かつ効果的に行われるよう各事業主体に対して助言等を行う。		
委員の状況	現員数	10名（うち女性委員 5名）	
	公募委員数	2名（消費者）	
	選任区分	学識経験者、消費者、生産者及び加工食品製造者 食品流通業者・関係団体	
開催状況等	平成24年度は3回開催。通常は申請状況に応じて開催。 委員は、島根県『環境農業』推進協議会委員が兼ねている。		

26 新農林水産振興ががんばる地域応援総合事業外部評価会議

監査実施機関	農畜産振興課	設置年度	平成24年度
設置根拠	新農林水産振興ががんばる地域応援総合事業外部評価会議設置運営要領		
目的	補助金の交付決定及び実施状況確認に当たり外部の学識経験者により評価・順位付け等を行う。		
委員の状況	現員数	5名（うち女性委員 0名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	学識経験者（農業・林業・水産・流通・加工）	
開催状況等	会議は開催せず、個別に意見を聴取する。		

27 島根の花振興協議会

監査実施機関	農畜産振興課	設置年度	平成3年度
設置根拠	島根の花振興協議会規約		
目的	花の生産・流通・消費拡大対策の総合調整と普及定着を図る。		
委員の状況	現員数	10（うち女性委員 0名）	
	公募委員数	0	
	選任区分	県、農業団体、生産組合、販売者、NPO法人	
開催状況等	3回開催。		

28 米政策改革推進調整会議

監査実施機関	農畜産振興課	設置年度	平成16年度
設置根拠	米政策改革推進調整会議設置運営要領		
目的	米の生産目標数量の決定に係る合意形成を図る。		
委員の状況	現員数	11名（うち女性委員 0名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	農業関係団体、米流通業者、県、市町村	
開催状況等	1回開催。		

29 温暖化対応水稻新品種導入対策プロジェクト

監査実施機関	農畜産振興課	設置年度	平成22年度
設置根拠	温暖化対応水稻新品種導入対策プロジェクト活動計画		
目的	温暖化対応水稻品種「つや姫」「ハナエチゼン」の導入対策		
委員の状況	現員数	5名（うち女性委員 1名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	流通販売業者、米検査機関、消費者代表	
開催状況等	2回開催。		

30 島根県農業機械利用合理化対策推進委員会

監査実施機関	農畜産振興課	設置年度	昭和59年度
設置根拠	島根県農業機械利用合理化対策推進委員会設置運営要領		
目的	機械利用に係る様々な対策及び農業機械士の認定		
委員の状況	現員数	9名（うち女性委員 0名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	関係団体（中央会、JA、メーカーの組合） 県機関	
開催状況等	会議は持ち回り開催のみである。		

31 島根県都市計画審議会

監査実施機関	都市計画課	設置年度	昭和44年度
設置根拠	都市計画法		
目的	都市計画に関する事項を調査審議する。		
委員の状況	現員数	20名（うち女性委員 5名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	学識経験者、関係行政機関、県議会議員 市町村長の代表、市町村議会議長の代表	
開催状況等	案件により毎年度1～3回開催する。		



## 32 島根県開発審査会

監査実施機関	都市計画課	設置年度	昭和45年度
設置根拠	都市計画法		
目的	開発許可申請を審査する。		
委員の状況	現員数	7名（うち女性委員 3名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	行政、法律、公衆衛生、建築、経済、都市計画、農業	
開催状況等	平成24年度は開催なし。平成23年度は5回開催したが、平成24年度から松江市が審査を行うこととなったため、対象案件が減少した。		

## 33 島根県景観審議会

監査実施機関	都市計画課	設置年度	平成3年度
設置根拠	ふるさと島根の景観づくり条例		
目的	景観形成や屋外広告物について調査審議する。		
委員の状況	現員数	14名（うち女性委員 6名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	景観形成に関する学識経験者(民俗、歴史、法律等)、経済界・建築業界・広告業界・土木業界の代表	
開催状況等	1回開催。平成22年2月に島根県景観審議会と島根県屋外広告物審議会を統合した。		

## 34 しまね景観賞審査委員会

監査実施機関	都市計画課	設置年度	平成 5 年度
設置根拠	しまね景観賞審査委員会設置要綱		
目的	しまね景観賞（大賞及び各部門賞）を選定する。		
委員の状況	現員数	12名（うち女性委員 6名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	学識経験者、県職員	
開催状況等	会議の開催は年2回。その他に現地調査や書類審査がある。		

## 35 島根県公立学校教員指導力審査委員会

監査実施機関	高校教育課	設置年度	平成20年度
設置根拠	教育公務員特例法 指導が不適切である教員への対応に関する規則		
目的	指導が不適切な教員の対応について意見を求める。		
委員の状況	現員数	7名（うち女性委員 3名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	学識経験者、精神科医、弁護士、学校教育関係者、保護者	
開催状況等	平成24年度は1回開催。		

## 36 島根県文化財保護審議会

監査実施機関	文化財課	設置年度	昭和50年度
設置根拠	文化財保護法 島根県文化財保護審議会条例		
目的	文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。		
委員の状況	現員数	20名（うち女性委員 4名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	学識経験者、有識者	
開催状況等	年2回、10月と3月に開催。島根県の文化財行政の現状の報告・意見交換、調査報告、県指定文化財の指定・解除の答申を行っている。		

## 37 島根県八雲立つ風土記の丘指定管理業務評価委員

監査実施機関	文化財課	設置年度	平成21年度
設置根拠	島根県八雲立つ風土記の丘指定管理業務評価委員設置要綱		
目的	八雲立つ風土記の丘の指定管理業務について、業務評価を行う。		
委員の状況	現員数	3名（うち女性委員 0名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	指定管理候補選定委員会委員のうち県職員を除く外部有識者	
開催状況等	平成23年度、平成24年度は、年1回評価意見徴取を行っていた。それに加え平成25年度からは実地調査及び意見交換の場を設定した。		

38 島根県古墳の丘古曾志公園指定管理業務評価委員

監査実施機関	文化財課	設置年度	平成21年度
設置根拠	島根県古墳の丘古曾志公園指定管理業務評価委員設置要綱		
目的	古墳の丘古曾志公園の指定管理業務について、業務評価を行う。		
委員の状況	現員数	3名（うち女性委員 1名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	指定管理候補選定委員会委員のうち県職員を除く外部有識者	
開催状況等	平成23年度、平成24年度は、年1回評価意見徴取を行っていた。それに加え平成25年度からは実地調査及び意見交換の場を設定した。		

39 島根県古代出雲歴史博物館指定管理業務評価委員

監査実施機関	文化財課	設置年度	平成23年度
設置根拠	島根県古代出雲歴史博物館指定管理業務評価委員設置要綱		
目的	古代出雲歴史博物館指定管理業務について、業務評価を行う。		
委員の状況	現員数	4名（うち女性委員 1名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	指定管理候補選定委員会委員のうち県職員を除く外部有識者	
開催状況等	平成23年度、平成24年度は、年1回評価意見徴取を行っていた。それに加え平成25年度からは実地調査及び意見交換の場を設定した。		

40 石見銀山遺跡調査活用委員会

監査実施機関	文化財課	設置年度	平成19年度
設置根拠	石見銀山遺跡調査活用委員会設置要綱		
目的	世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」の調査研究並びに保存管理及び活用に資するため、学術的指導・助言を得る。		
委員の状況	現員数	15名（うち女性委員 2名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	学術関係者、有識者	
開催状況等	島根県教育委員会と大田市教育委員会で共同設置したもので、会議の開催は年2回。		

41 学校評議員

監査実施機関	出雲工業高等学校 飯南高等学校 大田高等学校	設置年度	平成24年度 平成15年度 平成12年度
設置根拠	島根県立高等学校規程		
目的	地域に開かれた学校づくりを推進する。		
委員の状況	現員数	5名 $\left( \begin{array}{l} \text{うち女性委員} \\ \text{出雲工高} \quad 1\text{名} \\ \text{飯南高} \quad 2\text{名} \\ \text{大田高} \quad 2\text{名} \end{array} \right)$	
	公募委員数	0名	
	選任区分	当該高校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもの（保護者、社会教育団体関係者、同窓会関係者、地域住民、企業関係者など）	
開催状況等	毎年度開催。校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる。		

42 松江圏域自死総合対策連絡会、出雲圏域自死予防対策連絡会  
自死予防対策連絡会（浜田）、益田圏域自死防止対策連絡会

監査実施機関	松江保健所 出雲保健所 浜田保健所 益田保健所	設置年度	平成19年度 平成17年 平成20年度 平成16年度
設置根拠	島根県自死総合対策圏域事業実施要領 (松江) 松江圏域自死総合対策連絡会設置要綱 (出雲) 島根県自死総合対策圏域事業実施要領 (浜田) 島根県自死総合対策圏域事業実施要領 (益田) 益田圏域自死防止対策連絡会実施要領		
目的	圏域において、関係機関の連携を強化し、効果的な自死防止対策を検討する。		
委員の状況	現員数	(松江) 31名 (うち女性委員 8名) (出雲) 16名 (うち女性委員 5名) (浜田) 15名 (うち女性委員 3名) (益田) 30名 (うち女性委員 11名)	
	公募委員数	0名	
	選任区分	医療関係者、労働職域関係者、地域関係者 警察・消防関係者、行政関係者	
開催状況等	(松江) 毎年度開催 (1回) (出雲) 毎年度開催 (2回) (浜田) 毎年度開催 (1回) (益田) 毎年度開催 (2回)		

43 精神障がい者社会適応訓練運営協議会（松江・益田）  
 社会適応訓練事業運営協議会（出雲）

監査実施機関	松江保健所、出雲保健所、益田保健所	設置年度	昭和57年度
設置根拠	島根県精神障がい者社会適応訓練事業実施要綱		
目的	精神障がい者の就労支援について、協力事業所の選定、対象者の決定、訓練機関終了後の指導並びに事業の内容及び運用等について意見を聴く。		
委員の状況	現員数	(松江) 6名 (うち女性委員 4名) (出雲) 7名 (うち女性委員 3名) (益田) 11名 (うち女性委員 7名)	
	公募委員数	0名	
	選任区分	精神科医師、学識経験者、就労支援機関職員 行政職員	
開催状況等	(松江) 毎年度開催 (2回) (出雲) 毎年度開催 (2回) (益田) 毎年度開催 (2回)		



44 松江圏域・出雲圏域母子保健推進検討会、浜田圏域母子保健推進協議会

監査実施機関	松江保健所 出雲保健所、 浜田保健所	設置年度	平成15年度 平成17年度 平成18年度
設置根拠	(松江) 松江圏域母子保健推進検討会設置要綱 (出雲) 出雲圏域母子保健推進検討会設置要綱 (浜田) 浜田圏域母子保健推進協議会設置要綱		
目的	県保健医療計画の中において母子保健の推進として盛り込まれた「健やか親子しまね」の圏域版を策定し、その進行管理等を行う。		
委員の状況	現員数	(松江) 27名 (うち女性委員 14名) (出雲) 34名 (うち女性委員 21名) (浜田) 16名 (うち女性委員 13名)	
	公募委員数	0名	
	選任区分	医療、教育、民生、保育、子育て支援、行政関係者等	
開催状況等	(松江) 平成24年度は1回開催 (出雲) 平成24年度は2回開催 (浜田) 毎年度開催 (1回)		

45 感染症診査協議会結核部会

(松江・隠岐保健所、雲南・出雲・県央保健所、浜田・益田保健所)

監査実施機関	松江保健所、出雲保健所、益田保健所		設置年度	平成11年度
設置根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 感染症診査協議会条例			
目的	知事の諮問に応じ、感染症患者に対する就業制限や入院勧告、入院期間の延長、医療費の公費負担について審議する。			
委員の状況	現員数	各5名 $\left[ \begin{array}{l} \text{うち女性委員 松江・隠岐 1名} \\ \text{雲南・出雲・県央 0名} \\ \text{浜田・益田 1名} \end{array} \right]$		
	公募委員数	0名		
	選任区分	感染症指定医療機関の医師 感染症の患者の治療に関する学識経験者、 法律に関する学識経験者 医療・法律以外の学識経験者 (過半数は医師から任命しなければならない。)		
開催状況等	各保健所に設置することが法定されているが、2以上の保健所にひとつの協議会を置くことが認められているため、島根県では地理的な状況や専門性のある事項について委員を確保する必要があることから3ヶ所に設置されている。 定例開催 月2回、その他に随時開催（新規患者については72時間以内に審査しなければならないため）。			

46 松江地域・出雲地域・益田地域保健医療対策会議

監査実施機関	松江保健所、出雲保健所 益田保健所	設置年度	平成17年度 平成18年度
設置根拠	(松江) 松江地域保健医療対策会議設置要綱 (出雲) 出雲地域保健医療対策会議設置要綱 (益田) 益田地域保健医療対策会議設置要綱		
目的	圏域における保健医療計画の策定及び進行管理、保健医療に関する諸問題を検討する。		
委員の状況	現員数	(松江) 21名 (うち女性委員 4名) (出雲) 21名 (うち女性委員 6名) (益田) 22名 (うち女性委員 7名)	
	公募委員数	0名	
	選任区分	保健医療団体、医療機関、住民団体代表 消防関係者、行政職員	
開催状況等	(松江) 平成24年度は計画策定のため2回開催。進行管理を行う 平成25年度からは1回開催。 (出雲) 毎年度開催。平成24年度は2回開催。 (益田) 毎年度2回開催		

47 松江・安来地域災害医療対策会議  
 出雲地域災害保健医療対策会議  
 浜田地域災害医療対策会議

監査実施機関	松江保健所、出雲保健所、浜田保健所	設置年度	平成24年度
設置根拠	(松江) 松江・安来地域災害医療対策会議設置要領 (出雲) 出雲地域災害保健医療対策会議設置要領 (浜田) 浜田地域災害医療対策会議設置要領		
目的	圏域内で災害が発生した場合に、地域住民の生命・健康を守るため、様々な保健医療機関等から派遣された医療チームの円滑な受入と適切な配置調整等を行う。		
委員の状況	現員数	(松江) 18名 (うち女性委員 1名) (出雲) 12名 (うち女性委員 1名) (浜田) 15名 (うち女性委員 2名)	
	公募委員数	0名	
	選任区分	医療団体、救急医療機関、消防関係者 行政関係者	
開催状況等	防災計画の改定に伴い設立された。 (松江) 平成24年度は1回開催。平時は年1回程度開催。 (出雲) 毎年度開催。平成24年度は1回開催 (浜田) 毎年度開催。平成24年度は1回開催		

48 松江圏域・出雲圏域緩和ケア検討会、益田圏域緩和ケアネットワーク会議

監査実施機関	松江保健所、出雲保健所 益田保健所	設置年度	平成20年度
設置根拠	(松江) 松江圏域緩和ケア検討会開催要領 (出雲) 出雲圏域緩和ケア検討会開催要領 (益田) 益田圏域緩和ケアネットワーク会議運営要領		
目的	圏域における緩和ケアの課題を明らかにするとともに、緩和ケアの提供体制を確立するための取組について検討する。		
委員の状況	現員数	(松江) 24名 (うち女性委員 10名) (出雲) 24名 (うち女性委員 11名) (益田) 26名 (うち女性委員 8名)	
	公募委員数	0名	
	選任区分	医療団体、医療機関、訪問看護ステーション 患者代表、行政機関	
開催状況等	(松江) 毎年度開催 (1回)。午後7時から開催。 (出雲) 毎年度開催 (1回) (益田) 毎年度開催 (2回) 午後7時から開催。		

49 健康長寿しまね推進会議

監査実施機関	松江保健所、出雲保健所 浜田保健所、益田保健所	設置年度	平成12年度
設置根拠	健康長寿しまね推進会議設置運営要綱 (松江圏域、出雲圏域、浜田圏域、益田圏域の圏域ごとに策定されている。)		
目的	県の健康増進計画に基づいた健康づくりの運動を推進する。		
委員の状況	現員数	(松江) 40名 (うち女性委員 17名) (出雲) 25名 (うち女性委員 11名) (浜田) 29名 (うち女性委員 6名) (益田) 38名 (うち女性委員 8名)	
	公募委員数	0名	
	選任区分	保健医療団体、学識経験者、住民団体、商工団体 教育・保育関係者、行政関係者等	
開催状況等	(松江) 毎年度開催 (1回)。 (出雲) 毎年度開催 (2回)。 (浜田) 平成24年度は計画策定のため4回開催。 平常年は2、3回開催。 (益田) 毎年度開催 (3回)		

50 浜田圏域周産期医療体制検討会

監査実施機関	浜田保健所	設置年度	平成18年度
設置根拠	浜田圏域周産期医療体制検討会開催要領		
目的	周産期医療体制に係る調査分析等を行う。		
委員の状況	現員数	19名（うち女性委員 9名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	医療機関、開業助産院 浜田保健所、浜田市、江津市	
開催状況等	1回開催。		

## 資料2 事前調査結果

### I. 調査の概要

(1) 調査期間：平成25年8月8日～26日

(2) 調査対象執行機関数：211

(3) 調査対象審議会・協議会等：

人事課要綱に基づく協議・報告済の機関等（以下、「附属機関等」という）  
外部の方を構成員とする常設の会議（以下、「その他常設会議」という）

(4) 調査項目

設置の状況、委員の状況、会議開催状況、公開状況等

(5) 回答執行機関数：210

延べ審議会・協議会等数：420 他に部会31

内訳)附属機関等：158

その他常設会議（本庁）：55

その他常設会議（地方機関）：207

### II. 調査結果

#### 1 審議会・協議会等の設置数

回答のあった審議会・協議会等の部局別の設置数は以下のとおりであった。

表1. 審議会・協議会等の部局別設置数 (単位:機関)

部局名\根拠	附属機関等				その他 常設会議	合計
	法令	条例	要綱等	小計		
政策企画局		1		1		1
総務部	5	5	1	11	2	13
防災部	3		4	7	3	10
地域振興部	2	1	2	5	1	6
環境生活部	4	4	7	15	7	22
健康福祉部	16	3	15	34	104	138
農林水産部	3	4	22	29	21	50
商工労働部	2	1	2	5	6	11
土木部	10	1	8	19	10	29
出納局			1	1		1
教育委員会	5	5	8	18	89	107
警察本部	13			13	19	32
合計	63	25	70	158	262	420



## 2 附属機関等に係る回答結果

附属機関等に係る回答結果は以下のとおりであった。なお、以下の表においては法律・条例を根拠に設置された機関を「附属機関」、要綱等を根拠に設置された機関等を「懇話会・協議会等」に分類した。

但し、県下12の警察署に設置されている警察署協議会並びに3保健所に設置されている島根県感染症診査協議会については、それぞれ1機関として集計したため、総数は145機関となっている。

### (1) 設置根拠

表2-1. 設置根拠 (単位:機関)

区分	法律	条例	要綱等(県)	合計
附属機関	50	25		75
懇話会・協議会等			70	70
合計	50	25	70	145

### (2) 設置目的

表2-2. 設置目的 (単位:機関)

区分	調停	審査	諮問	調査	意見 聴取	その他	不明	合計
附属機関	3	19	28	3	13	6	3	75
懇話会・協議会等		17	12	1	24	9	7	70
合計	3	36	40	4	37	15	10	145

### (3) 年度別設置状況

表2-3. 年度別設置状況 (単位:機関)

区分	～平成 元年度	2～6 年度	7～11 年度	12～16 年度	17～21 年度	平成22 年度～	不明	合計
附属機関	26	2	6	4	6		31	75
懇話会・協議会等	13	6	13	8	16	6	8	70
合計	39	8	19	12	22	6	39	145

#### (4) 委員の現員

表 2-4. 現員数

(単位:機関)

区分	0人	1~5人	6~10人	11~15人	16~20人	21~25人	26~	合計
附属機関	12	10	17	16	8	5	7	75
懇話会・協議会等	15	10	23	12	5	3	2	70
合計	27	20	40	28	13	8	9	145

#### (5) 委員の年齢

表 2-5. 年齢層

(単位:人)

区分	~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80~	合計
附属機関	1	26	45	151	172	73	12	480
懇話会・協議会等	1	12	43	112	95	37	8	308
合計	2	38	88	263	267	110	20	788

【注】附属機関の30、懇話会協議会等の35が委員不在または不明で計上せず。

#### (6) 委員の在任年数

表 2-6. 在任年数

(単位:人)

区分	1年以下	2~3年	4~5年	6~7年	8~9年	10年以上	合計
附属機関	185	244	79	71	83	60	722
懇話会・協議会等	134	219	72	71	20	53	569
合計	319	463	151	142	103	113	1,291

【注】附属機関、懇話会協議会等の各15が委員不在または不明で計上せず。

#### (7) 女性登用

表 2-7. 女性参画率

(単位:機関)

区分	なし	1~10%	11~20%	21~30%	31~40%	41~50%	50%~	合計
附属機関	4	3	5	4	3	32	10	61
懇話会・協議会等	13	3	2	4	8	16	11	57
合計	17	6	7	8	11	48	21	118

【注】委員不在の27機関を除く。

#### (8) 委員の公募

表 2-8. 委員の公募状況

(単位:機関)

区分	公募	非公募	不明	合計
附属機関	11	60	4	75
懇話会・協議会等	7	55	8	70
合計	18	115	12	145

公募をしない理由

表 2-9. 非公募理由

(単位:機関)

区分	法等で定め あり	専門性が 必要	団体から の選出	個人・個別 情報保護	中立・公平 の確保	その他	合計
附属機関	17	35	3	4	10	5	74
懇話会・協議会等	6	36	10	1	4	4	61
合計	23	71	13	5	14	9	135

【注】複数回答可としたため、合計数は表 2-8. の非公募数と一致しない。

(9) 会議開催回数

表 2-10. 会議開催回数

(単位:機関)

区分	なし	1回	2回	3回	4回	5回以上	合計
附属機関	25	18	17	10	2	3	75
懇話会・協議会等	19	28	10	2	6	5	70
合計	44	46	27	12	8	8	145

(10) 会議開催時間

表 2-11. 会議開催時間

(単位:機関)

区分	~1 時間	~1時 間半	~2 時間	~2時 間半	~3 時間	3時間 ~	開催無 ・不明	合計
附属機関	4	4	13	16	9	3	26	75
懇話会・協議会等	3	4	5	27	5	6	20	70
合計	7	8	18	43	14	9	46	145

(11) 委員の出席率

表 2-12. 委員出席率

(単位:機関)

区分	100%	80%以上 100%未満	60%以上 80%未満	60%未満	開催無 ・不明	合計
附属機関	7	20	17	3	28	75
懇話会・協議会等	14	20	17		19	70
合計	21	40	34	3	47	145

(12) 会議録整備

表 2-13. 会議録整備

(単位:機関)

区分	整備	未整備 (開催あり)	未整備 (開催なし)	記載無 ・不明	合計
附属機関	55	1	3	16	75
懇話会・協議会等	44	8	3	15	70
合計	99	9	6	31	145

(13) 予算措置状況

表 2-14. 予算措置状況

(単位:機関)

区分	なし	25万円 未満	25～50 万円未満	50～100 万円未満	100万円 以上	不明・ その他	合計
附属機関	6	14	22	16	9	8	75
懇話会・協議会等	9	24	17	6	4	10	70
合計	15	38	39	22	13	18	145

(14) 予算執行率

表 2-15. 予算執行率

区分	予算額A(円)	執行額B(円)	執行率B/A(%)
附属機関	623,540	368,834	59.2%
懇話会・協議会等	349,656	231,806	66.3%
全機関(附属機関等)	496,557	305,303	61.5%

【注】 1 機関当たりの予算額・執行額を示す。

(15) 報酬・報償費の支給

表 2-16. 報酬・報償費単価と支給

(単位:機関)

区分	10,300円	10,300円 以外	支給なし (制度上)	不明	合計
附属機関	55	6	1	13	75
懇話会・協議会等	44	6	1	19	70
合計	99	12	2	32	145

【注】 10,300円は日額で、附属機関の委員報酬または附属機関に準ずる  
場合の報償費の予算単価(予算編成時の単価)

(16) 会議の公開

表 2-17. 会議の公開 (単位:機関)

区分	公開	非公開	不明	合計
附属機関	41	23	11	75
懇話会・協議会等	39	18	13	70
合計	80	41	24	145

会議非公開の理由

表 2-18. 非公開理由 (単位:機関)

区分	法 等 で 定めあり	個人・個別 情報保護	公開にな じまない	自由な発 言を阻害	中立公平 の確保	その他	合計
附属機関	5	12	2	2	1	1	23
懇話会・協議会等	4	7	3	1		3	18
合計	9	19	5	3	1	4	41

(17) 会議結果の公開

表 2-19. 会議結果の公開 (単位:機関)

区分	公開	非公開	不明	合計
附属機関	32	29	14	75
懇話会・協議会等	32	25	13	70
合計	64	54	27	145

会議結果非公開の理由

表 2-20. 会議結果非公開理由 (単位:機関)

区分	法 等 で 定めあり	個人・個別 情報保護	市町村に 周知する	中立公平 の確保	その他	合計
附属機関	5	11	1		12	29
懇話会・協議会等	1	11		1	12	25
合計	6	22	1	1	24	54

(18) 運営の評価

表 2-21. 運営の評価 (単位:機関)

区分	達成	ほぼ達成	一部達成	未達成	不明	合計
附属機関	54	7		1	13	75
懇話会・協議会等	52	4	1	2	11	70
合計	106	11	1	3	24	145

平成25年度 行政監査の結果に関する報告書

平成26年3月発行

島根県監査委員

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県監査委員事務局

TEL(0852)22-6651 / FAX(0852)22-6212

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス [kansa@pref.shimane.lg.jp](mailto:kansa@pref.shimane.lg.jp)